

がいこくじんりゅうがくせい みな
外国人留学生の皆さんへ

To: International Students

がいこくじんりゅうがくせい あんない べつと りゅうがくしえんか つうち つうち
外国人留学生への案内は、別途、留学支援課から通知があります。通知があるまで、しばらくお待ちください。

The Study-abroad Support Division will inform the international students about this cash stipend separately. Please wait until further notice from them.

令和2年7月6日

学生各位

富山大学学務部学生支援課

学生支援緊急給付金給付事業（「学びの継続」のための
『学生支援緊急給付金』）について（第2回）

今般の新型コロナウイルス感染症拡大による影響で、アルバイト収入の大幅な減少などにより、学生生活の継続に支障をきたす学生等を対象に、緊急で現金を給付することで修学をあきらめることがないよう支援を行なうことを目的として、文部科学省において当該事業が創設されました。ついては、本学において下記のとおり実施しますので、お知らせします。

記

【支給額】 住民税非課税世帯の学生は20万円
上記以外の支給対象学生は10万円

【支給対象者】 学部生及び大学院生（正規生）

- ・家庭から自立してアルバイト収入で学費を賄っていること
- ・原則として自宅外で生活していること
（自宅生も家庭からの支援がない場合、対象となります）
- ・感染症拡大の影響でアルバイト収入が大幅に減少していること
- ・既存の支援制度（修学支援制度や日本学生支援機構奨学金など）を活用しても学費等の支出が困難であること
などが条件となります。

【提出書類】 申請書、誓約書及び支給要件を満たすことが確認できる書類など

【申請期限】 ~~〔第1回〕令和2年6月11日（木）24時~~ 受付終了
〔第2回〕令和2年7月20日（月）正午

上記の条件に該当する学生は大学へ申請を行い、大学では申請内容に基づき審査のうえ、日本学生支援機構に推薦することとなります。ただし、各大学における推薦枠が決まっているため、より困難な状態にある学生を優先的に支援します。

申請方法の詳細については、「学生支援緊急給付金」の申請について（第2回）をご覧ください。

問い合わせ先：学生支援課 (kgakusei@adm.u-toyama.ac.jp)